

天理市職員任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 30 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第42号

天理市職員任用規則の一部を改正する規則

天理市職員任用規則（昭和56年 9 月天理市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「、17歳以上40歳未満の者とし」を削り、「学歴」の次に「、年齢」を加え、「は、委員会」を「委員会」に改め、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。